

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

「国税庁」をかたる



不審なメールや ショートメッセージに注意!

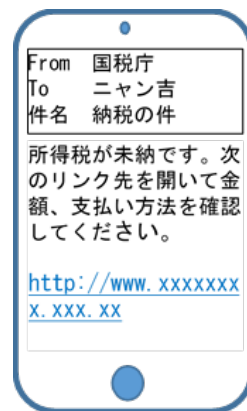
相談事例

「国税庁」から「未払いの税金を支払うように」というメールが届いた。支払期限が2日前など、不審な点はあるが、ニセモノと決めつけていいのかがわからない。メールには、サイトへ誘導するURLが付いているが、アクセスはしていない。このまま無視してもよいだろうか。



国税庁をかたる不審なメールやショートメッセージ、国税庁ホームページになりすました偽サイトに、アクセスしないようご注意ください!!

- ◆ 国税庁では、税金の納付や、差押えを予告する旨のメールやショートメッセージを送信していません。【不審なメールの一例】
- ◆ また、ショートメッセージによる案内も送信していません。
- ◆ 詳しくは、こちらの国税庁ホームページ「緊急のお知らせ」をご覧ください。
- ◆ 不審なメールに付いているURLにアクセスすると、個人情報盗まれる可能性があります。
- ◆ 不安なことや疑問に感じたことがあれば、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし **188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



電動車いすを安全に利用するために



- 電動車いすは1人乗りです。走行中はシートに深く腰掛け、背もたれから背が離れないように座りましょう。
- 電動車いすは、道路交通法で「歩行者」とされています。歩行者としての交通ルールを守りましょう。

出発前には

- ・ランプ、警告ブザー等の点検
- ・バッテリーの残量チェック



道路に出る前に

- ・介助者との十分な練習
- ・安全な通行場所と危険個所を確認



見通しの悪い場所は

- ・一旦停止し、左右の安全を確認してから動き出す



大型車には

- ・死角に入りやすく、見えにくいので、大型車には近づかない



踏切を通過するときは

- ・踏切の手前で一旦停止し、左右の安全確認
- ・線路に対し、直角に横断



悪天候などのときは

- ・悪天候や夜間等の見通しが悪いときは、電動車いすの使用は避ける



電動車いすは、運転免許証を必要とせず手軽に移動できる反面、正しく利用しないと、他の歩行者等にけがをさせる可能性も高いことを忘れないでください。

10月8日～14日はかながわ消費者週間です！

かながわ消費者週間に合わせ、10月7日(金)から31日(月)までの平日に、SNSによる消費者被害未然防止やエシカル消費についての情報発信のほか、県内で活動する消費者団体の取組を紹介します。



ツイッター



フェイスブック



この機会に、消費者被害の未然防止や、環境や社会に配慮した消費行動について考えてみませんか？

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター) 相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506

